



- 充電設備設置工事 参考仕様書 (大阪府茨木地下駐車場)
- ・ 充電設備は金属製外箱(分電盤、スタンド型等)に収納される構造とし、かつ屋外仕様(防水防塵仕様)とすること。なお、日産リーフを含む電気自動車各車種に適合するものとする。
 - ・ 充電設備の電源は、電気室内の既設分電盤 **L-B1A** より取出しが可能。
 - ・ 盤内には、充電設備1台ごと(複数回路を有する場合は1回路ごと)に専用の分岐回路を設けること。
 - ・ 充電1回路あたり、定格200V20Aの漏電遮断器1台を増設のこと。
 - ・ 充電設備に至る配管配線は新設のこと(壁貫通補修を含む)。
 - ・ 既存配管、ケーブルラック等は利用可、ただし、施工方法等について担当者の承諾を得ること。
 - ・ 充電設備の設置にあたっては、事前調査のうえ、既設備に影響なきよう施工すること。
 - ・ 充電設備の設置場所は現管理者用駐車スペース付近で、事業者の提案により決定すること。

7.7